

明智光秀の丹波支配と国衆

吉田 茉友

(鍛冶 宏介ゼミ)

目次

はじめに

第一章 織田政権における明智光秀

第二章 明智光秀の丹波攻略

第三章 明智光秀の領国支配

第一節 明智光秀の丹波支配

第二節 細川氏の丹後支配と光秀

第四章 丹波の国衆―小畠氏―

おわりに

付録

はじめに

令和二年(二〇二〇)のNHK大河ドラマが「麒麟がくる」に決定した。主人公の明智光秀は戦国時代の武将であり、天正十年(一五八二)六月二日、本能寺の変で織田信長を討った人物として知られている。そして同年六月十三日、山崎の戦いで羽柴秀吉に敗れたことにより、後世では「主君を殺した謀反人」という悪いイメージが作られた。しかし近年、悪人のイメージは覆されつつあり、それが大河ドラマ化にも繋がったのであろう。

しかし、光秀はその知名度とは裏腹に確実な史料が存在しないため、未だ謎とされている部分が多い。前半生についてはほとんど分かってお

らず、「最大の謎」として研究家や歴史ファンの間で沢山の議論がなされている本能寺の変についても、解明されていない。

私が兼ねてから関心を持っていた光秀の生涯の中で、最も興味を抱いたのは、天正三年(一五七六)から天正七年(一五七九)にかけて信長の命により光秀が行った丹波攻略の後、天正七年(一五七九)から天正十年まで行われた光秀による丹波での領国支配の実態であった。謎の多い光秀であるが、光秀が確かに築いた城や城下町が存在するのが丹波である。そして、丹波では、光秀に敵対した国衆と、光秀に協力した国衆がいたことにも注目し、彼らと光秀の関わりについても検討していきたいと考えた。

光秀については、これまで様々な研究者によって論じられている。先行研究としては、高柳光寿『明智光秀』^①、桑田忠親『明智光秀』^②などが著名である。二〇〇二年に亀岡市史編さん委員会編『新修亀岡市史資料編第二巻』^③、そして二〇一五年には藤田達生、福島克彦編『明智光秀(史料で読む戦国史③)』^④によって、現在確認されているすべての光秀発給文書をまとめた目録が作成された。鈴木将典氏は、光秀の領国支配についての論考は少なく、福島氏が丹波の城郭を中心に取り上げているのが唯一の研究成果だとしているが^⑤、近年、福島氏による光秀の丹波支配や丹波国衆についての研究は進められている。

本稿では先行研究を踏まえ、第一章で、光秀の生涯を追いながら、織田政権下における光秀の立場について述べる。第二章では、信長の命により光秀が行った丹波攻略について、中世・戦国期の丹波の様子を踏まえた上で述べる。第三章では、丹波攻略後の光秀による丹波での領国支配の実態について、また細川氏の領国支配とそれに対する光秀の関与を、光秀の領国支配との比較も兼ねて述べる。第四章では、光秀に協力した

丹波国衆の小島氏について、光秀との関わりを中心に検討する。以上の検討に基づき、光秀の軍事的手腕、そして政治的手腕を明らかにすることが本稿の主眼である。

第一章 織田政権における明智光秀

まず、主に藤田達生「総論―明智光秀の生涯」^⑥をもとにして、明智光秀発給文書や日記類などの一次史料から分かる光秀の生涯を追いつながら、織田政権下において光秀がどのような立場にあったのかを述べる。

光秀の出自については、「統群書類従本土岐系図」、「明智一族宮城家相伝系図書」、「鈴木叢書本明智系図」、「系図纂用」所収明智系図など、関係の系図がいくつが存在するが、いずれも信用しづらい史料とされている^⑦。

織田信長に仕える前の光秀については、美濃土岐氏の一門である明智氏に属し、青年期には京都で暮らし、後に朝倉家に仕え、永禄九年（一五六六）に朝倉氏を頼って越前一乗谷に亡命してきた足利義昭一行と出会ったという大要しか分からない。その中で確実とされているのは、足利義昭の側近リストである「永禄六年諸役人附」の後半部分に「足輕（騎乗しない將軍近臣を指す）」として「明智」の名前が登場することから、義昭が朝倉義景の庇護を受けていた頃、光秀は義昭の側近として仕えていたということのみである^⑧。

永禄十二年（一五六九）より、信長と光秀との関係が窺えるようになる。二月二十九日に朝山日乗・村井貞勝との連署状、四月十四日に木下秀吉との連署状、四月十六日に中川重政・木下秀吉・丹羽長秀との連署状、同月十八日にも中川重政・木下秀吉・丹羽長秀との連署状が確認できることから、光秀が織田家中の一員となって政治に関与していたことが分かる。この時、光秀は義昭の側近という立場を維持したまま、信長にも仕える両属状態にあった^⑨。

元亀元年（一五七〇）、信長と越前の朝倉義景による金ヶ崎の戦いでは、光秀は義景を攻撃する先遣隊として出陣している。同年末には、光秀は近江宇佐山城（滋賀県大津市）に入城している^⑩。

元亀二年（一五七一）、光秀は信長の比叡山焼き討ちに従軍し、恩賞として近江志賀郡と洛中の旧山門領を預かり、坂本（滋賀県大津市）を本拠とした。その頃、光秀は旧山門領を知行するようになったことに対して義昭から譴責を受け、十二月には側近の曾我助乗に取り成しを依頼しており、また、関連の書状には「御暇申上候」と記されている。このことから、光秀は義昭側近としての立場から離れようとしていたことが分かる^⑪。

吉田兼見の日記『兼見卿記』によると、元亀三年（一五七二）閏正月、光秀は坂本城の築城を開始し、同年十二月二十四日には竣工しており、近江支配を深化していった^⑫。光秀が築いた坂本城について、ルイス・フロイスが著した『日本史』には「大湖（琵琶湖）のほとりにある坂本と呼ばれる地に邸宅と城塞を築いたが、それは日本人にとって豪華華麗なものではないほどであった」と述べられている^⑬。坂本城が信長の安土城に次いで貫禄のある城であったという評価から、この時点で織田家中における光秀の立場の高さが窺える。

天正元年（一五七三）二月、義昭と信長の対立が表面化するが、光秀は信長の家臣として今堅田城（滋賀県大津市）を攻撃し、八月には信長の朝倉攻めに従軍した。九月以降には村井貞勝と共に京都代官となり、光秀は天正三年（一五七五）七月まで市政を担当し、光秀の織田重臣としての立場は不動のものとなっていた^⑭。

天正三年六月、光秀は信長の命により丹波攻めの指揮官となる。太田牛一が著した『信長公記』によると、同年七月三日に光秀は信長の推挙で惟任へ改姓、日向守に任官し、七月七日付の村井貞勝・原田直政との連署状から惟任日向守と名乗っている^⑮。

天正三年十一月、光秀は丹波へ入国し、氷上郡の荻野直正が籠る黒井城を攻撃する。しかし、翌四年正月、光秀方に属していた八上城主の波多野秀治が裏切ったため、光秀は大敗し、撤退した^⑯。

天正六年（一五七八）、波多野氏に攻撃が絞られ、丹波攻めが再開される。天正七年（一五七九）六月には秀治をはじめとする波多野兄弟が降伏するが、安土城下の慈恩寺で処刑された。続いて七月に山国荘の宇津氏を追放、八月九日に黒井城、九月二十三日に国領城を陥落させ、光

秀は丹波攻略を成し遂げた。『信長公記』には、「丹波国日向守働き、天下の面目をほどこし候」と記されており、信長が光秀の活躍を絶賛したとされる¹⁵⁾。

光秀は丹波平定の恩賞として、信長から丹波の領国を宛行われ、丹後の細川氏と一色氏を与力として預けられた¹⁶⁾。さらに、失脚した佐久間信盛に付属していた筒井順慶（大和郡山城主）も与力となり、池田恒興（摂津伊丹城主）、中川清秀（摂津茨木城主）、高山重友（摂津高槻城主）ら摂津衆にも影響力を及ぼすようになった。光秀は、近江滋賀・上山城・丹波を領有し、丹後・大和から摂津方面、さらには四国地域に影響を持つ、織田家随一の重臣としての地位を獲得したのであった¹⁷⁾。

『信長公記』によると、天正九年（一五八二）正月、信長は安土城下で軍事パレードと言え「馬揃」を行った。正月二十三日には、さらに大規模な馬揃を京都で行うことを計画し、光秀に準備役を命じた¹⁸⁾。

その時の文書として、光秀宛天正九年正月二十三日付の信長朱印状写が残っている。冒頭に「先度者、爆竹諸道具こしらへ、殊きらひやかに相調、思ひよらすの音信、細々の心懸神妙」とあり、安土での馬揃えの準備も光秀が行っていたことが分かる。また小和田哲男氏は、京都での馬揃えでは、京都の公家や信長家臣団に光秀から「申触」れることが命じられており、光秀が単に準備役ではなく、総括責任者とされたことがこの史料から判明するとしている¹⁹⁾。

『信長公記』によると、馬揃えの行進の順番は次の通りであった²⁰⁾。

一番 丹羽長秀隊と摂津衆・若狭衆、二番 鉢屋頼隆隊と河内衆・和泉衆、三番 明智光秀隊と大和衆・上山城衆、四番 村井貞勝と根来衆・上山城衆、五番 織田信忠ら「御連枝の御衆」、六番 近衛前久ら公家衆、七番 細川昭元ら旧室町幕府衆、八番 御馬廻衆・御小姓衆、九番 柴田勝家隊と越前衆、十番 織田信長隊

中国攻めの最中であった秀吉を除く、織田家臣団のほとんどがこの馬揃に参加している。正親町天皇をはじめとする公家衆や京の町衆など、多くの群衆が見守った信長の一大軍事パレードの総括責任者を務めたことからも、光秀が織田家臣団のトップと言ってもよい座に就いていたこ

とが窺える。

しかし、天正十年（一五八二）六月二日未明、光秀は本能寺の変を起し、主君であった信長を討った。そして、同月十二日の山崎の戦いで羽柴秀吉に敗れ、翌日、坂本城に向かう道中の山科で落ち武者狩りに遭い落命し、その生涯を終えた¹⁷⁾。

以上のように、信長に仕えた光秀は外様の身分でありながら、短期間で秀吉や勝家と拮抗する織田家中筆頭にのし上がり、織田政権下で活躍していたことが確認できた。

第二章 明智光秀の丹波攻略

本章では、第一章で追った明智光秀の生涯の中でも、天正三年（一五七五）から天正七年（一五七九）に渡って行われた光秀の丹波攻略について詳細に検討する。まず、中世・戦国期における丹波と、そこに割拠していた地域の武士たち「国衆」について触れておく。

丹波は、山陰道の拠点に位置し、山城・摂津の畿内主要部に隣接した国である。当該期の丹波周辺の国郡については、図1²¹⁾を参照して頂きたい。

南北朝時代、足利尊氏が鎌倉幕府に反旗を翻した地が丹波である。その際、丹波の国人・土豪は尊氏に呼応している²²⁾。室町時代の丹波は、十四世紀末から細川京兆家が守護職を世襲していたが、細川氏は丹波には在国せず、在京して統治していた。十五世紀中期からは細川氏内衆の内藤氏が世襲化していき、有事の際には、内藤氏が丹波国衆を編成していた。十六世紀に入ると、多紀郡八上城（篠山市）を拠点とする波多野氏が勢力を延ばし、内藤氏を圧倒して、事実上の守護代職を担うようになった。一方、内藤氏も松永久秀の弟長頼が宗勝と称して家督を継承し、三好長慶の後援を得て、再び丹波を制圧した。しかし、永禄八年（一五六五）八月に荻野直正が宗勝を破った。当時、荻野氏は氷上郡の新興勢力である赤井氏から猶子直正を迎え、荻野氏Ⅱ赤井氏として氷上郡をまとめようとしており、黒井城（丹波市）を軍事的拠点としていた。宗勝の死に

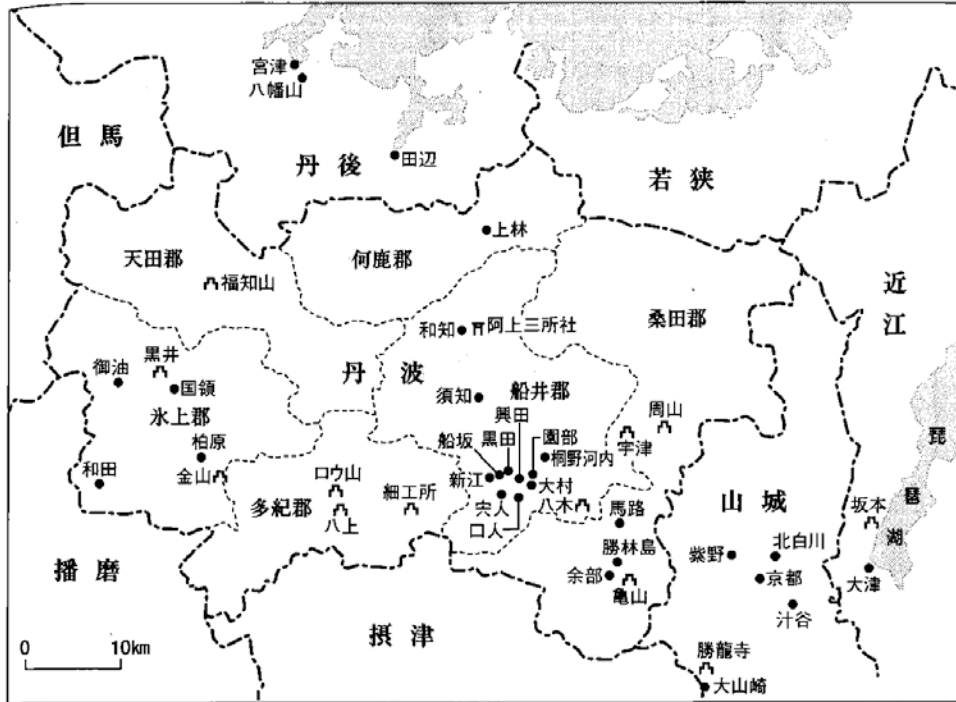


図1

より波多野氏も息を吹き返し、多紀郡から南桑田郡へ勢力を広げた²³⁾。永祿十一年(一五六八)、信長が足利義昭を奉じて入京し畿内を制圧すると、守護代職の内藤氏をはじめ、波多野氏、荻野氏など丹波国衆らは義昭・信長に従った。荻野氏(赤井氏)、波多野氏は信長と音信を交わし、内藤氏は織田権力の後援を得て南桑田郡の請負代官職を確保していた。興福寺一乗院門跡の坊官二条宴乗の日記『二条宴乗記』によると、永祿十三年(一五七〇)正月、信長は畿内近国の国人らに上洛を命じた際、荻野氏・波多野氏らは「丹波国衆」と一括りにされていることから、丹波を代表し支配権や軍事指揮権を公認されていた者はいなかったことが分かる²⁴⁾。興福寺大乗院の門跡尋憲の日記『尋憲記』によると、元龜四年(一五七三)正月段階での丹波国衆は、「信長衆」として認識されているが²⁵⁾、彼らは將軍義昭を中核とした体制に服属したのであり、信長に服属していたわけではなかった。

同年二月、信長と義昭が決裂すると、反信長の国衆と信長に与する国衆とが分裂していく。黒井城の荻野直正は信長と対立していた大坂本願寺と手を組み、信長への反抗を本格化させた。さらに、船井郡の内藤氏、桑田郡の宇津氏が信長と対立するようになった。そこで信長は丹波に光秀を遣わすことを決め、船井郡六人の小島氏、桑田郡並河の並河氏、桑田郡野々村荘の川勝氏らに、内藤氏、宇津氏らの討伐への協力を求めた。これを契機に、織田方に服属した丹波国衆らは光秀の統率下に配属されていくこととなった²⁶⁾。

光秀の丹波攻略は、大きく二つの時期に分けられる。第一次期が、天正三年から天正四年(一五七六)である。龍安寺藏『大雲山誌稿』によると、天正三年六月、信長の命を受けた光秀は丹波へ派遣されている。同年のものとして推定される七月二十四日付小島左馬進永明宛の光秀書状では、光秀は永明に対し桐野河内(南丹市園部町)へ出陣するよう命じていることが分かる²⁶⁾。

『新免文書』によると、同年十月、光秀は信長に荻野氏討伐を命じられ²⁷⁾、十二月には氷上郡に進出し、直正の籠る黒井城を攻めた。この時の光秀の黒井城攻めについては、但馬八木城(兵庫県養父市)を拠点とする八木豊信による十一月二十四日付吉川元春宛の書状に詳細に記さ

れている²⁸。光秀は、兵糧攻めによって黒井城を落城寸前にまで追い込むが、天正四年正月、光秀方に属していた波多野秀治に裏切られ丹波撤退を余儀なくされた。

撤退後、光秀が丹波攻略を再開する天正五年（一五七七）から天正七年が第二次期にあたる。光秀は桑田郡余部城（亀岡市）を確保し、亀山城の普請を開始する。天正五年正月晦日に小島氏ら丹波国衆三名に宛てた光秀書状で、「亀山惣堀」の普請を命じているものが亀山城の初見史料である。さらに、丹波国衆から人質を徴収するなどして、桑田・船井両郡を確保し、反織田勢力への包囲網縮小を図った²⁹。同年四月には、荒木山城守の細工所城（丹波篠山市）を攻撃し、落城させた。

坂本箕山『明智光秀』所収文書によると、天正六年（一五七八）九月には波多野氏の「八上城後之山」に陣取るとあり、八上城攻めが始まるうとしていたが、摂津国有岡城（兵庫県伊丹市）城主の荒木村重が信長に反旗を翻し、光秀も対処にあたったため、丹波下向は見送られた³⁰。

十二月、光秀は丹波へ下向し、八上城攻めの前線に立った。村重と波多野氏の連携を意識して、村重の居城である摂津有岡城に参陣し、摂津三田城（兵庫県三田市）の付城四ヶ所を普請し包囲態勢を強化した³¹。長期に及ぶ包囲を受けた八上城内は凄惨な様相であった。結果、八上城では籠城衆の四百人余が討死し、光秀は、秀治をはじめとする波多野兄弟を生け捕りにし、亀山城へ連行した。三人は縄で縛られた上で馬に乗せられ、洛中の引き回しを受け、十日には安土城下町にある「慈恩寺町末」で磔となった³²。

多紀郡を制圧した光秀は、天正七年七月、宇津氏の桑田郡宇津城（京都市右京区京北町）を落とすし、さらに天田郡鬼ヶ城（福知山市）を落とした。同年八月、光秀は氷上群へ入り、荻野氏の籠る黒井城を攻撃し、八月九日に開城させた。この時、荻野直正はすでに死去していたと伝えられる。さらに、高見城・国領城（兵庫県丹波市）を攻略し、山間部で続いた抵抗も九月中に鎮圧し、丹波攻略を完了した³³。

以上のように、信長から丹波攻略を命じられた光秀は、古くから地域勢力が割拠していた丹波で、彼らに苦戦を強いられながらも、見事その攻略を成し遂げたのである。

第三章 明智光秀の領国支配

第一節 明智光秀の丹波支配

本章では、丹波攻略後に光秀によって行われた丹波支配の実態について検討する。

これまで、織田家臣らによる在地支配については、脇田修氏³⁴の論考をはじめとして「一職支配」が検討され、織田家臣が信長の上級支配権のもとに旧来の守護権を継承して支配権を掌握し、在地の国衆に対して軍事統率権、知行宛行権を持つていたとされてきた。しかし近年では、軍役賦課基準の設定や検地など、具体的な政策は織田家臣である分国主のもとで実践されてきたとの見解が多くなってきた³⁵。

鈴木将典氏は、天正五年（一五七七）以降、信長の丹波への関与は信長発給文書からは確認できず、丹波国内での諸役賦課は光秀の発給文書から行われており、丹波平定後は、光秀が一國を直接支配する体制が実現していたことが窺えるとしている³⁶。

明智領国において、光秀による支配の権限が示されていることが分かるのが以下の史料1である³⁷。

史料1

佐川・衣川・穴太三ヶ所之人足不来之由、唯今東衛門尉かたより沙汰を申越候、曲事之儀二候、明月六日以前二不来候もの、普請所くはたいとして、一はいあてへく候、得其意、夜中二成共人を可遣候、志賀郡・丹州在々所々一人も不残罷出候処、彼三ヶ所不参之儀、無是非次第候、陣夫など二出候と可申候、其も大形可罷出程令分別候、残物共老若一人も不残可罷出之由、早々可申遣候、恐々謹言、

六月十一日

大中寺

光秀（花押）

本史料に年月日は記されていないが、人足動員対象が志賀郡だけでなく「丹州在々所々」であるため、丹波攻略を完了した天正八年（一五八〇）から九年（一五八一）のものと考えられると福島克彦氏は指摘している³⁸。内容は、光秀が領地である近江滋賀郡と丹波から、一人も残らず普請

役に出てくるよう命令したにも関わらず、滋賀郡の佐川・衣川・穴太の三ヶ所からの人足が不参なため、期日までに普請役を動員しない場所には陣夫役を賦課するよう、現地の代官を務めていた大中寺に命じている⁽³⁹⁾。

この史料から、光秀は織田権力のもとで、京都を挟んで近江志賀郡と丹波一国を分国として支配し、その全域に普請役・陣夫役を賦課していたことが分かる。

また、光秀による丹波における国役について示されていることが分かるのが以下の史料2である⁽⁴⁰⁾。

史料2

来初秋西国可為御陣旨、被仰出候之条、当春国役、為十五日普請、面々知行へ入立、開作之儀、可申付候、侍者開井掘溝、召遣下人・下部共者、百姓並二十五日之間田畠可打開候、若知行内荒地等於有之者、何迄成共令在庄、悉可相開候、尚以毎年定置普請差替開作候上者、聊不可有由断候、然而百姓早明隙、西国御陣速可相動可有覚悟事肝要候、恐々謹言、

正月十三日

光秀(花押)

三上大藏大夫殿
古市修理進殿
赤塚勘兵衛尉殿
寺本橘大夫殿
中路新兵^(前)殿
蜷川弥^(前)殿

内容について、鈴木氏は、信長による西国出陣の動員を契機として、当年春の国役として十五日間の普請役を転用し、田畠の開発を申しつけたものであり、百姓は賦課対象外であったことが分かるとしている⁽⁴¹⁾。この点について、柴辻俊六氏は、文末に「百姓早明隙、西国御陣速可相動」とあることから、賦課対象は国衆内で実際に普請役を任されていた百姓らであるとしている⁽⁴²⁾。

鈴木氏は、西国出陣を前にした光秀が、戦乱で荒廃した百姓地の復興を目的として発給したものであったと考えられ、天正八年には、知行地・

百姓地に関係なく平均的に国役を賦課する体制が明智領国で確立したことが分かる史料であるとしている⁽⁴³⁾。一方、山本浩樹氏は、この史料を天正一〇年のものとし、家臣を知行地に在村させ、勸農の能力を引き出すことで農村復興を図ろうとしていたとしている⁽⁴⁴⁾。

また、早島大祐氏によると、宛名の三上氏以下は光秀の家臣であり、新たに丹波で宛行われた知行地について、国役として開作を命じられており、実際には知行地内の百姓らが国役として負担していたとしている。柴辻氏は、新たに丹波で知行地を付与された光秀の家臣団に、国役としての普請役の賦課権が与えられている点に注目すべきであるとしている⁽⁴⁵⁾。

諸説ある史料となっているが、明智領国内で光秀によって国役が賦課され、その賦課権が光秀の家臣団に与えられていたことが分かる点が重要であると考ええる。

光秀は、近江・丹波攻略が完了した以降も、拠点である坂本城や亀山城の普請を続けていた。さらに、丹波北部には福知山城を築き、天正九年頃には明智秀満が入城した⁽⁴⁶⁾。かつて荻野氏の拠点であった黒井城には光秀の重臣斎藤利三が入ったものと思われ、氷上郡黒井周辺に権限を持っていた。桑田郡では、宇津城、周山城の改修・築城を進めた⁽⁴⁷⁾。

『兼見卿記』天正八年閏三月十三日条によると、「今日より惟任日向守坂本之城普請云々、丹州人数二罷り下る之由申し訖んぬ」とあることから、坂本城の普請に丹波の「人数」が派遣されていることが分かる⁽⁴⁸⁾。

天正八年には、本願寺教如が大坂から退却し、信長による畿内統一が実現した後、城割や差出検地などの諸政策が行われる。天正九年のものとみられる次の史料3によると⁽⁴⁹⁾、天正八年に、丹波でも城割が実施され、それを拒否した和久左衛門大夫を光秀が成敗し、和知荘に逃げ込んだ和久氏の一族・被官を捕縛するよう命じている⁽⁵⁰⁾。

史料3

尚以、和久左息并上介・肥前入道取逃候、其山中より外別二可行方無之候、随分念を入可被尋出候、以上

和久左衛門大夫城破却之儀、去年申付候処、号寺家を残置、任雅意之条、昨日加成敗候、去年逆意之催不可有其隠候、就其彼一類并被

官人其在所へ逃入之由候条、急度搦捕之可出候、下々於隱置者、雖至後々年、聞付次第当在所可加成敗候、別而念を入尋出、可有成敗候、猶上林紀伊守可申候、恐々謹言

日向守

(天正九年)
六月廿一日

光秀 (花押)

出野左衛門助殿

片山兵内殿

進之殿

山本氏は、城割は、領主らから抛り所を奪い城下に集住させることで家臣団編成を一元化しようとするものであり、兵農未分離であった彼らの軍勢力を常備軍として編成していこうとする施策であったとしている⁵¹。

次の史料4からは、天正九年には、和知荘の片山兵内・出野甚九郎らが自身の「当知行分」「地子方」を申告していることが分かり、丹波でも差出検地が実施された証拠になりうると山本氏はしている⁵²。

史料4

「日向(端裏書)守へ令」

当知行文一紙目録事

一 百七拾石五斗□升三合

片山兵内

一 式十五石八斗式升一合

地子方同人分

一 四百六拾七石四斗九升

出野甚九郎

一 十五石九斗壹升

栗野久次

一 式拾三石二斗式升

地子方同人分

右惣以上七百三拾三石五斗二升三合

知行分

同 六拾四石七斗三升一合

地子方文

惣都合 七百九十八石二斗五升四合

天正九年五月十七日

片山兵内

康□ (花押)

出野甚九郎

康勝 (花押)

栗野久二 (花押)

次に挙げる史料5は、近年確認された上林の武吉村(綾部市)の検地帳である。この史料によつて、天正七年(一五七九)から八年頃に検地帳や名寄帳が作成されていたことが分かった⁵³。

史料5

① 段銭

② ふみ帳うつし、上林之内武吉村米方、天正七年

③ ふみしやうのうつし、上林内武吉村 米方

天正七年

④ 天正七年、武吉畠帳 雑穀方

⑤ 天正五年(八)年 武吉村、反別改帳

⑥ ミつちよ、天正十五年

天保十一年写

内容は、耕作地小字、石高、名請人名などで、当時の検地奉行や下代、村役人などの名前は見られない。②は名寄帳形式で、所有者ごとに田地の情報が記されたものである。表紙には天正七年と記されており、原本が光秀期に作成されたことが分かる。丹波攻略後の天正七年の段階で、差出検地が実施されたことが窺える史料となっている⁵³。

検地を行い、それに基づいて家臣らに知行を宛行うことで百姓の年貢高等を定める施策は、関東の北条氏の領国では永正三年(一五〇七)から行われている。信長に分国として領地を与えられ、その支配を委ねられた織田家臣の中では、柴田勝家と勝家の与力である不破光治・佐々成政・前田利家の府中三人衆が「國中御繩打」という越前一国検地に踏み切ったのが初めての施策である⁵⁴。

天正九年六月二日には、光秀は以下の十八ヶ条からなる家中軍法を定めた⁵⁵。

史料6

定 条々

一、武者於□□、役者之外諸卒高并雑談停□□□□□□其手賦鯨波以下可応□□□□、

一、魁之人数相備差図候所、旗本侍着可随下知、但依其所為先手可

- 相斗付者、兼而可申聞事、
- 一、自分之人數其手々々相揃前後可召具事、付鉄炮・鎗・指物・のほり・甲立雑卒二至てハ、置所法度のことくたるへき事、
- 一、武者をしの時、馬乗あとにへたゝるをいてハ、不慮之動有之といふとも、手前当用二不可相立、太以無所存之至也、早可没収領知、付依時儀可加成敗事、
- 一、旗本先手其たんくの備定置上者、足輕懸合之一戦有之といふとも、普可相守下知、若猥之族あらハ不寄仁不肖忽可加成敗事、付虎口之使眼前雖為手前申聞趣相達可及返答、縦踏其場雖遂無比類高名、法度をそむくその科更不可相遁事、
- 一、或動或陣替之時、号陣取ぬけかけに遣士卒事、堅令停止訖、至其所見斗可相定事、但兼而より可申付子細あらハ可為仁着事付陣事弘、禁制事、
- 一、陣夫荷物輕量京都法度之器物三斗、但遠遠之夫役にをいてハ可為式斗五升、其糧一人付て一日二八合宛從領主可下行事、
- 一、軍役人數百石二六人多少可准之事、
- 一、百石分百五拾石之内、甲一羽・馬一疋・指物一本・鎗一本事、
- 一、百五拾石分式百石之内、甲一羽・馬一疋・指物一本・鎗二本事、
- 一、式百石分參百石之内、甲一羽・馬一疋・指物二本・鎗式本事、
- 一、參百石分四百石之内、甲一羽・馬一手・指物三木・鎗參本・のほり一本・鉄炮一挺事、
- 一、四百石分五百石之内、甲一羽・馬一疋・指物四本・鎗四本・のほり一本・鉄炮一挺事、
- 一、五百石分六百石之内、甲二羽・馬二疋・指物五本・鎗五本・のほり一本・鉄炮式挺事、
- 一、六百石分七百石之内、甲式羽・馬式疋・指物六本・鎗六本・のほり一本・鉄炮三挺事、
- 一、七百石分八百石之内、甲三羽・馬三疋・指物七本・鎗七本・のほり一本・鉄炮三挺事、
- 一、八百石分九百石之内、甲四羽・馬四疋・指物八本・鎗八本・のほり一本・鉄炮四挺事、

一、千石二甲五羽・馬五疋・指物拾本・鎗拾本・のほり式本・鉄炮五挺事、付馬乗一人之着到可准式人宛事、

右、軍役雖定置、猶至相嗜者寸志も不黙止、併不叶其分際者、相構而可加思慮、然而頭愚案条々雖顧外見、既被召出瓦礫沈淪之輩、剩莫太御人數被預下上者、未札之法度、且武勇無功之族、且国家之費頗似掠公務、云拾云拾存其嘲対面々重苦勞訖、所詮於出群拔萃粉骨者、速可達上聞者也、仍家中軍法如件、

天正九年六月二日 日向守光秀（花押）

これは、当時戦闘中であつた備前・美作方面への出陣に備えて定められた軍法であり、光秀の軍隊では、戦闘において武者大将や軍奉行の指揮のもと肅々と行動することが要求されている。重要な点は、大名・領主に対して、軍役の賦課基準を定めて出陣を命じるようになったことである⁵⁶。北条領では、知行高に比例して軍役の人数を定めることはずでに行われており、豊臣期・江戸期には広く見られるが⁵⁷、光秀が定めた軍規は、当時の織田家臣の中では最も先進的であり、信長も行っていなかった施策であつた。

また、「京都法度之器物」とあることから、京升による石高制に基づいた軍役高が明記されている点に分かる。鈴木氏によると、羽柴秀吉の領国（長浜領）では長浜升が使われていたことから、光秀の課した軍役が独自の政策であつたとしている⁵⁸。

天正一〇年（一五八二）二月には、信長は信濃・甲斐への出陣を決定し、光秀にも參陣を命じた。しかし、公家である勸修寺晴豊の日記『晴豊記』には、「明知人数しなのへちりくとし候也」「人数いかにもしふくたるていにてせうしなるよし、京ハラへ之言也」とあり、招集を受けて近江坂本へ向かつた丹波勢は、都の人々の噂になるほど士気が上がらぬ様子であつたようである⁵⁹。

以上、光秀が近江志賀郡と丹波一国を分国として支配し、その全域に普請役・陣夫役、国役を賦課する体制が確立していたことが諸史料から理解できた。また、信長の畿内統一後に行われた城割、差出検地も丹波で実施されていたことが読み取れた。さらに、家中軍法に見られるよう

に、石高制によって軍役の賦課基準が明確に定められた。丹波攻略から本能寺の変まで、光秀が丹波を領国として支配していたのは僅かな期間であり、丹波国衆の統率が取れていたとは言いがたいが、光秀が自立して一国を直接支配する体制が実現していたことが分かった。

第二節 細川氏の丹後支配と光秀

天正八年（一五八〇）八月、織田家臣である細川藤孝（当時は長岡姓）は、信長から丹後を拝領した。『宮津市史』⁶⁰や稲葉継陽氏⁶¹の論考によると、細川氏による丹後支配には、光秀が深く関与していたことが指摘されている⁶²。今節では、光秀の領国支配との比較も兼ねて、細川氏の領国支配とそれに対する光秀の関与について述べる。

藤孝と光秀は、共に義昭の家臣から信長の家臣へと転身している。藤孝は、元龜三年（一五七二）に『古今和歌集』解釈の伝授を受けるなど、第一級の武家文化人であったが、光秀も連歌、茶湯、和歌などの文化的教養を持っており、織田家臣団という枠組みを超えて二人は親しい間柄であった。天正六年（一五七八）には、信長の口利きで、藤孝の嫡男忠興が光秀の娘玉（のちのガラシヤ）を妻に迎えており、当時、藤孝の居城であった勝竜寺城（長岡京市）で祝言が行われている⁶³。

丹後攻略が迫った天正七年（一五七九）七月頃、『信長公記』において、光秀が「丹後へ出勢」という記述があり、同年九月には「丹後・丹波両国一篇」の知行が認められている。丹波攻略の延長で、織田権力による丹後の国への軍事介入があったと言える。そして同年末、信長は丹後国を細川藤孝・忠興父子の領有へと正式に移管し、藤孝はこれまで預け置かれていた西岡の領地と勝竜寺城を返上し、丹後へ移住した⁶⁴。まず、細川氏の丹後支配の実態であるが、織田権力下の丹後では、信長に直属した一色氏や矢野氏などの国衆領や光秀領も存在していたため、細川氏が丹後一国の支配権を確立したのは、本能寺の変によって丹波国衆が没落した天正十年（一五八二）九月以降であることが確認されている⁶⁵。

一方、丹後に対する信長・光秀の関与は、検地の実施による知行高が確定する天正九年（一五八一）九月までの期間だけに見られ、その後は

細川氏・一色氏に対する軍事動員に限定される。よって、その後の国衆領を除く丹後では、細川氏が独自の支配権を有していたと考えられる。しかし、現在確認できる史料からは、一色氏や矢野氏などの信長直属の丹波国衆に対する軍事指揮権は、細川氏ではなく光秀が有していたことが分かり、織田家の宿老であった光秀と藤孝では、支配の権限に差があったと言える⁶⁶。

次に、細川氏の丹後支配への光秀の関与についてであるが、細川氏が宮津城を築城する際には、築城を許可する朱印状で、信長は光秀に相談して築くように命じている。藤孝が丹後に入った後は、光秀と藤孝の連署による江尻村への禁制を発給した文書が残されている。天正八年八月二十二日には、細川氏への出仕を拒否した峰山（京丹後峰山町）城主の吉原西雲を光秀と藤孝が成敗している。また、信長の命によって行われた丹後一国の指出検地では、一色氏の知行分の出目が光秀を通して藤孝に与えられている⁶⁷。このように光秀の関与が多岐に渡る背景には、細川・一色両氏が光秀の与力として軍事指揮下にあつたことがあげられる⁶⁸。

天正九年正月には、京都で開催された馬揃において、忠興とその弟興元、一色五郎が「信長直奉之者」として動員を受け、翌年には細川・一色氏が光秀の部下として信長から中国地方への出陣を命じられている⁶⁹。

さらに、以下の天正八年から九年頃と想定される史料7は、光秀が藤孝の家臣団に対して権限をふるったことを表すものである⁷⁰。

史料7

有吉平吉身上事、此間御召御馳走之由承及候、雖若輩候御用にも被相立由承及候条、尤之儀候、弥於別儀者帰参之事、藤孝へ御断申度候、於御入魂者可為祝着候、委曲御返事可示越候、恐々謹言

十二月廿四日

日向守光秀（花押）

岡本主馬助殿

岡本新三郎殿

岡本甚介殿

岡本綾次郎殿

御宿人々

宛名の岡本主馬助他三名は若狭国高浜に在住する土豪であり、有吉平吉は藤孝の足利氏奉公衆時代以来の家来である。内容は、光秀は平吉を岡本氏のもとに仕官させ、若輩の平吉が岡本氏のために用になつてゐることを聞き、もし粗相な行動があれば藤孝のもとへと帰参させると述べている。つまり、光秀は藤孝の家臣の仕官斡旋に口利きしており、細川家中の問題にも光秀が介入していたことを示している⁷⁰⁾。

以上、同じく織田家の宿老であり友人でもあつた光秀と藤孝だが、軍事指揮権をはじめとする領国支配の権限には大きく差があつたこと、細川氏が光秀の与力として軍事指揮下にあつたことから、細川氏の丹波支配に大きく光秀が関与していたことが分かつた。

ちなみに、天正十年六月二日の本能寺の変の後、同日に出された藤孝宛の光秀覚書によると、光秀は藤孝と忠興が味方をすると思つて同盟を求めたが、『細川家記』によると、彼らは雑髪して信長への弔意を示し拒否したことが記されている⁷¹⁾。

第四章 丹波の国衆―小島氏―

明智光秀は、丹波攻略の第一次期(天正三年(一五七五)から天正四年(一五七六))には信長による越前一向一揆制圧に従軍し、第二次期(天正五年(一五七七)から天正七年(一五七九))には大坂本願寺、さらに荒木村重の伊丹城攻めにも奔走していた。したがつて、光秀は丹波攻略のみに集中できていたわけではなく、常に畿内近国の戦いに影響を受けながら丹波攻略を進めていたのである。実際、丹波攻略にあつたつていた軍勢は、光秀方に服属した丹波国衆であつた。丹波国衆の中で、終始、光秀に服属し前線で活躍したのが小島氏である⁷²⁾。また、光秀の丹波攻略期におけるまとまつた史料として「小島文書」(東京大学史料編纂所影写本、京都大学影写本他)があり、近年各地で小島文書の原本・写本が確認されている。本章では、光秀方の丹波国衆の筆頭であつた小島氏に着目して、光秀の丹波攻略において国衆がいかなる活躍を果たしていたのか、小島文書をはじめとする史料をもとに述べる。本章で扱う

小島氏の動向は、稿末掲載の年表を参照いただきたい。

小島氏は、北野社領丹波国船井荘の代官職を務めると共に、戦国期には細川氏の被官として船井荘家人を本拠に活動し、光秀の丹波攻略期には傘下として活動した。小島氏の系図は『系図綜覧』に所収される「清原系図」、「小島系図」、南丹市立文化博物館の所蔵史料である『小島系図』が存在し、系図によれば、小島氏の本姓は出羽清原氏で、前九年の役で敗死した武衝の子武国が家人に土着し、小島氏を称したことに始まる⁷³⁾。中西裕樹氏は、十五世紀前半には、北野社松梅院雑掌として小島氏が丹波船井荘家人に赴任し、経営に携わつていたことが分かつたとしている⁷⁴⁾。

小島氏が史料に多く登場するのは十五世紀後半の戦国期からであり、十六世紀前半から中期までは小島文書の史料が限定され、その動向は断片的にしか分からない。十六世紀後半に入ると、小島永明とその一族宛の光秀史料がまとまつて残存している⁷⁵⁾。

光秀文書に現れる小島氏関係者として、「小島左馬進」「小島越前守」「小島助太夫」が挙げられる。小島氏の系図によると、永明の欄に「左馬進後越前守於丹波国八上討死」とあることから、左馬進と越前守が同一人物であることが分かつてゐる⁷⁶⁾。また、福島克彦氏は、「小島助太夫」は小島氏系図によると永明の兄である常好と考えられるとしている⁷⁷⁾。以下の史料⁸⁾と史料⁹⁾は、信長が小島氏に対して、軍事行動の際には知行宛行権の行使を明示していたことが分かるものである。史料⁸⁾

今度、其国案内者二付、其方肝煎を以、明智十兵衛指遣候処、無相違申付之由、御感二思召候、此上にて丹後表へ近日可出勢候条、先手仕稼可申候、其方本領之儀者不及申、多喜郡一円二可指遣之候、两国於属平均者、至彼地入部可仕候、弥於抽忠節者、一廉加増可遣候間、不可油断候、猶明智十兵衛可申者也、

天正三

六月十日

信長 御朱印

(後筆)

「右者、信長御朱印写、本紙ハ備前国岡山城主松平伊代守様御内小
島四郎右衛門、惣領家二付、所持者也」

小島左馬助とのへ

史料9

今度、其国江明智十兵衛差遣儀、小島左馬助若年二付、如何与思召
候処、其方還夜稼申二付而、無相違申付由、御感二思召候、近日丹
後表へ人数可出候条、猶以可抽粉骨候、丹後之儀相濟次第第二、本領
之外為加増、船井郡之内、勝手次第第二式万石可遣之候、猶明智十兵
衛可申候也、

天正三

六月十日

信長 御朱印

(後筆)

「右者、信長御朱印写、本紙ハ備前国岡山城主松平伊代守様御内小
島四郎右衛門、惣領家二付、所持者也」

小島助大夫とのへ

丹波攻略の当初、光秀から丹波の土豪に対して知行や新知宛行の文書
が見られないことから、丹波国衆の動員については信長の権限が大きな
根拠になっていたことが分かる⁸⁰⁾。

また、史料8では、左馬助(永明)への恩賞として小島氏にとつて新
規の拝領地である多紀郡が対象になっているのに対し、史料9での助大
夫(常好)は、本貫地の船井郡内が拝領対象となっている。このことから、
小島氏の兄弟間で、基本的に常好が本貫地を守り、永明は前線として光
秀方に従軍するという役割分担がなされていたことが読み取れる⁸⁰⁾。

『信長公記』によると、天正三年七月、光秀は宇津氏攻めのため丹波
国桐野河内まで軍勢を進めるが、信長の一向一揆の制圧戦に従って八月

十五日までに信長の元へ参陣する。その時期、永明は宇津城攻めに関わ
る戦いで傷を負ったと考えられている⁸¹⁾。

次に挙げる天正三年のものとしてされる史料10⁸²⁾と史料11⁸³⁾は、両者
の関係性が窺えるものとなっている。

史料10

尚以、今度御出張、殊御働之恩賞存寄ほとハ有間敷候へ共、なにと
そ志を可露候、馬路・余部在城之衆へ、其元無油断馳走候へ之由、
申送度候、只今者豊原二在城候、加州事も大略手間入間敷候、頓而
明瞭、従是直二丹波へ可相働候、従彼国直宇宇津処へ可押入候、上
林より道よく候由申候、其分候哉、尚被示合可承候、已上、

疵如何候哉、無御心元候、其以後以使者成共可申入処、遠路付無音、
誠失本意候、能々養性不可有御油断候、次此表之儀、於符中各御粉
骨之故、数多討捕、依之属一国平均候、明後日廿三、加州江相働候、
是又彼国面々令降参、為迎罷出候条、即時可為平均候、旁帰陣之刻、
企参駕可申出候、恐々謹言、

八月廿一日

御留守
光秀(花押)

小島左馬進殿

御留守

史料11

尚以、今度越州へ出陣之処、懇志与云、又手前御働与云、得心之上、
難尽心希候、廿一日二其国へ越候ハ、不啻多少志之通一可申付
候、御懐中せはき二付て可為心志計候、誠先年於京都被相談筋目深
重相通候、返々疵養性之義専用候、已上、

先日陣中まで御音信懇切之至候、仍疵御煩之義付、いろ／＼と機遣
など候てハ、養性之儀無心元候、随分医師などにも御逢候て、養よ
く候ハ、彼国在陣之内侍可申候、来廿一日丹波出張候、わかき衆
をハ可有遠慮候、自然又依彼国之様子、機遣之事モ候ハ、案内可
申候、其時者乗物にても可有出陣候、其上彼表之様子、即時可任存
分候、差儀も無之候処、煩能候共無之候を、同道申候て、疵起候てハ、

我々為恐迷惑候間、返々出陣之儀者可有遠慮之覚悟候、恐々謹言、

九月十六日

小島左馬進殿

御留所

目向守
光秀（花押）

史料10では、光秀が永明の戦傷を気遣っていることが読み取れる。史料11でも、光秀は永明の戦傷を心配し、しつこいくらいに養生を勧めている。光秀が丹波の土豪に対して細かく気遣い、かつ厚礼で接していることが理解できる。これは、光秀の「優しさ」だけでなく、自らは戦線を離れていたことの後ろめたさが背景にあったことや、主従関係がない土豪らを参陣させるにあたり、慎重に距離感を模索していた様子が窺える⁸⁴。

こうした光秀の丁寧な態度は、全ての丹波の土豪に一貫していたわけではなかった。光秀は土豪から人質を呼び寄せており、その際、土豪から人質を連行する役割も永明は担っていた。このことから、光秀は、永明のような忠誠度の高い土豪を使い、その本貫地周辺の土豪らを傘下に収めようとしていたことが分かる⁸⁵。

永明は、八上城の波多野氏攻めの最中に戦死したことが分かっている。永明死亡後、小島氏当主として前線に立ったのは常好であった。

次に挙げる史料12⁸⁶と史料13⁸⁷では、永明が討死した旨が記されていることが読み取れる。

史料12

猶荒藤事、以貴面可申候、以上、
至于籠山敵取懸及合戦候、明越討死仕候儀、難成筆者候、就其荒藤
内鍵合候段、雖不珍候、近比神妙、殊更糟手之由候条、葉□□進之候、
来」二日ニ其表相働候、由断有間敷候、此仁樋口上申合候、恐々謹言、

天正七年
正月廿六日

〔切封墨引〕

日向守
光秀（花押）

史料13

案文

越前討死、忠節無比類候、然而、伊勢千代丸幼少之条、十三歳迄、
森村左衛門尉名代申付、可然之由、各任訴訟之旨、令承諾畢、至幼
年者家督之事、無相違伊勢千代丸可為進退候、為後証以一族中誓紙
并森村誓紙、始末定置候、被得其意、不相替馳走専用候、仍如件、
天正七年

二月六日

明智伊勢千代丸殿

小島一族中

日向守
光秀判

史料12では、「明越」の討死が報じられている。明越とは明智越前守のことであり、永明のことである。永明は、明智の名字を光秀から下賜されたものとされている。史料13でも永明の討死が報じられており、また、永明の幼少の嫡男伊勢千代丸を十三歳まで森村左衛門尉に「名代」を申し付け、後の家督継承を保証することが記されている。このことから、光秀は、明智方に従軍する土豪に対して、討死という不測の事態が起きた際には、幼年の嫡男に家督を保証する態度で臨んでいたことが分かる⁸⁸。

福島克彦氏は、丹波攻略の主力は丹波国衆であり、そのような鳥合の衆を統率する中で、光秀は、明智名字を付与することによって「家中」認識を強化していたとしている⁸⁹。名字の付与については、光秀が任日向守と名乗り始めた天正三年以降、光秀の重臣や光秀の支配下となった近江坂本の国衆にも与えている事例が確認できる⁹⁰。戦国時代において、諸大名が家臣に名字をはじめ名を授けるのは一般的な習わしであった⁹¹。

光秀滅亡後は、常好の嫡男太郎兵衛正明ら三名が、天正十年（一五八三）七月、秀吉に対して知行起請文を提出し服属を示したことで、小島氏は知行地を確保されている⁹²。そして元和五年（一六一九）、園部陣屋に移封してきた小出氏の傘下に入り、後に藩士になったとされている⁹³。また、中西氏は、豊臣秀吉による天下統一直前の天正十七年（一五八九）

に北野社境内地周辺の畠屋敷を大名衆に提供する小島新平、小島蔵介、そして北野社「殿原」である小島左衛門尉らが『北野社家日記』に登場しており、織豊期にも北野社松梅院被官として活躍する小島氏が存在していたと考えられるとしている。しかし、明智光秀配下として活動した小島氏との関係や、丹波国との関わりは不明であるとしている²²⁾。

以上のように、丹波に常駐できなかつた光秀の代わりに、光秀に服属した丹波国衆が現地で活躍していた。丹波国衆の中でも、最初から最後まで光秀に属したのが小島氏であり、主に前線で活躍した人物が永明であつた。永明に対して光秀は丁重に接しており、明智姓を与えていたこと、永明死後には永明の嫡男に家督継承の保証をしていたことが史料から確認できた。小島氏以外の光秀に服属した国衆については、今後の課題とする。

おわりに

本稿では、明智光秀発給文書や小島文書などの諸史料から、光秀の生涯から丹波攻略と丹波支配の実態、そして光秀と丹波国衆の関わりについて見てきた。以下に、改めて要点をまとめる。

まず、光秀は、はじめ織田信長と足利義昭の両属状態にあつたが、天正元年（一五七三）に信長と義昭が決裂した際に、光秀は織田家臣として参陣した。光秀は織田政権下で着々と活躍し、外様の身分でありながら、短期間で秀吉と拮抗する織田家中筆頭となつた。

光秀の働きとして大きく評価されたのが、天正三年（一五七五）から天正七年（一五七九）に渡って行われた丹波攻略である。中世・戦国期の丹波は、地域勢力である「国衆」が割拠していた。彼ら丹波国衆は義昭・信長に従つたが、義昭と信長が決裂すると、反信長の国衆と信長に与する国衆が分裂する。天正三年、光秀は信長から丹波攻略の命を受け丹波に入国し、信長に服属した国衆は光秀の統率下となつた。天正四年（一五七六）、光秀は対立していた荻野直正の黒井城を落城寸前まで追い込むが、味方であつた波多野秀治に裏切られ敗走を余儀なくされる。天

正五年（一五七七）に丹波攻略を再開し、天正六年（一五七八）に波多野氏の八上城を制圧、天正七年には丹波攻略を成し遂げた。

丹波攻略の後、光秀は近江志賀郡と丹波一国を分国として支配し、その全域に普請役、陣夫役を賦課する体制を実現していた。諸説あるが、光秀によって丹波国内で国役が賦課され、その賦課権が光秀の家臣団に与えられていたことも分かつた。さらに、信長の畿内統一後には城割が行われ、差出検地が丹波でも実施されていた。近年確認された上林の武吉村の検地帳からも、丹波攻略後の天正七年の段階で差出検地が実施されていたことが窺えた。そして、天正十年（一五八二）に定められた家中軍法に見られるように、石高制によって軍役の賦課基準が明確に決められた。光秀が丹波を領国として支配したのは僅かな期間だが、光秀が自立して一国を直接支配する体制が実現していたことが明らかであつた。

また、天正八年（一五八〇）には、細川藤孝が信長から丹波を拝領する。光秀と藤孝は同じく織田家の宿老であつたが、軍事指揮権をはじめとする領国支配の権限には大きく差があつた。その理由は、細川氏は光秀の与力として軍事指揮下にあつたためであり、細川氏の丹波支配には光秀が多く関与し、細川家中の問題にも光秀が介入していた。

最後に、光秀と関わりの深かつた丹波国衆についても見た。丹波攻略期は常に畿内近国での信長の戦いに従軍しており、丹波に常駐できなかつた光秀の代わりに、光秀に服属した丹波国衆が現地で活躍していた。丹波国衆の中でも、最初から最後まで光秀に属していたのが小島氏であり、主に前線で活躍した人物が永明であつた。永明に対して光秀は戦傷を気遣うなど丁重に接しており、永明に明智姓を与えていたこと、永明死後には永明の嫡男に家督継承の保証をしていたことが史料から分かつた。今回は、他の光秀に属した国衆については触れられなかつたため、今後の課題としたい。「麒麟がくる」放送によって、丹波に注目が集まることが、新たな史料が発見されることを期待する。

〔付録〕丹波攻略・支配期の明智光秀と小畠氏の動向年表

天正三年（一五七五）

正月、光秀が信長から丹波平定を命じられる。
六月、小畠氏が信長から丹波の内藤・宇津氏の討伐を命じられる。光秀も援軍として丹波に派遣される。

同月、信長の意を受け、光秀が小畠氏に知行安堵を伝達する。

七月、光秀が永明に丹波桐野河内へ出陣するよう命じる。

八月、光秀が小畠氏の当主永明の戦傷を気遣う。

九月にも、光秀は永明に養生を強く勧めめる。

九月、光秀が信長から丹後出陣を命じられる。

十一月、光秀が丹波黒井を攻める。

天正四年（一五七六）

正月、光秀が再び丹波黒井を攻めるが、味方であった波多野氏の裏切りにより退却する。

二月、光秀が再び丹波に出陣する。

四月、光秀が信長の命により石山本願寺攻めに従軍する。

五月、光秀が発病し、治療のため京都へ帰る。

天正五年（一五七七）

三月、光秀が紀伊の雑賀党鈴木孫市との戦いに参加する。

十月、光秀が信長に離反した松永久秀に味方する大和片岡城の森・海老名両氏との戦いに参加する。

同月、織田信忠の大和信貴山攻めに合流し、久秀を自害させる。

同月、光秀が丹波鞆井城を攻める。

同月、光秀が丹波園部城の荒木氏綱を攻める。

天正六年（一五七八）

四月、光秀が丹波園部城の荒木氏綱を攻める。

十一月、信長に従い、離反した摂津有岡城の荒木村重を攻める。

天正七年（一五七九）

同月、光秀が小畠氏に丹波亀山城普請を指示する。
二月、小畠氏の当主である永明が八上城攻めの中で戦死する。光秀が永明の嫡男伊勢千代丸の家督相続を承認する。永明に代わって、永明の兄常好が小畠氏当主として前線に立つ。

六月、光秀が丹波八上城の波多野氏を降す。

十月、光秀が丹波・丹後攻略を完了し、信長に報告する。

天正八年（一五八〇）

二月、二月、光秀が丹波天寧寺の旧規を認める。

天正九年（一五八一）

二月、光秀が信長による馬揃の準備役を命じられる。

六月、光秀が十八ヶ条からなる家中軍法を定める。

三月、光秀が信長の甲斐武田攻めに従軍する。

六月、光秀が本能寺の変を起こし、信長を自害させる。

天正十年（一五八二）

同月、光秀が細川藤孝・忠興父子に参軍を求め、応じず。

同月、山崎の戦いにて、羽柴秀吉に敗れる。小畠氏は従軍せず。その後、光秀は山科の小栗栖で落ち武者狩りに遭い死亡する。

七月、常好の嫡男太郎兵衛正明ら三名が、秀吉に対して知行起請文を提出し服属を示す。

※藤田達生、福原克彦編『明智光秀（史料で読む戦国史）③』所載の略年譜^⑧を参考に、小畠氏の動向を付け加えた。

注

（1）高柳光寿『明智光秀』（吉川弘文館、一九五八年）

（2）桑田忠親『明智光秀』（講談社、一九八三年）

- (3) 亀岡市史編さん委員会編『新修亀岡市史 資料編第二巻』(亀岡市、二〇〇二年)
- (4) 藤田達生、福原克彦編『明智光秀(史料で読む戦国史③)』(八木書店、二〇一五年)
- (5) 鈴木将典『明智光秀の領国支配』(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年) 二六〇頁
- (6) 藤田達生「総論―明智光秀の生涯―」(藤田達生、福原克彦編『明智光秀(史料で読む戦国史③)』八木書店、二〇一五年)
- (7) 前掲注(6) 一頁
- (8) 前掲注(6) 一〜三頁
- (9) 前掲注(6) 四頁
- (10) 前掲注(6) 五頁
- (11) 前掲注(6) 六頁
- (12) 福島克彦『明智光秀と近江・丹波』(サンライズ出版、二〇一九年) 五四頁
- (13) 前掲注(6) 六〜七頁
- (14) 前掲注(6) 八頁
- (15) 前掲注(6) 九頁
- (16) 前掲注(6) 一一頁
- (17) 前掲注(6) 一二頁
- (18) 池上裕子『織田信長』(吉川弘文館、二〇一二年) 一八七頁〜一八八頁
- (19) 小和田哲男『明智光秀と本能寺の変』(PHP研究所、二〇一四年) 一四九頁〜一五〇頁
- (20) 前掲注(18) 一五〇頁〜一五一頁
- (21) 前掲注(12) 六六頁
- (22) 福島克彦「戦国期の赤井・荻野氏について」(丹波の森公苑編『平成二七年度講座「丹波学」講義録』、二〇一六年) 三頁
- (23) 福島克彦「国衆から見た明智光秀の丹波攻略」(丹波の森公苑編『平成二六年度講座「丹波学」講義録』、二〇一五年) 一七頁
- (24) 山本浩樹『明智光秀の丹波支配』(京学研究会編『京都を学ぶ』
- 【丹波編】―文化資源を発掘する―) ナカニシヤ出版、二〇一八年) 一一三〜一二四頁
- (25) 前掲注(12) 六七頁
- (26) 前掲注(12) 六八頁
- (27) 前掲注(24) 一一五頁
- (28) 前掲注(12) 七六頁
- (29) 前掲注(6) 一〇頁
- (30) 前掲注(12) 九八〜一〇一頁
- (31) 前掲注(6) 一一〜一二頁
- (32) 前掲注(12) 一一六頁
- (33) 前掲注(24) 一一七頁
- (34) 脇田修『織田権力の分析 I 織田政権の基礎構造』(東京大学出版会、一九七五年) 四〜五頁
- (35) 前掲注(12) 二六九
- (36) 前掲注(5) 二七〇〜二七一頁
- (37) 前掲注(5) 二七二頁
- (38) 前掲注(12) 一四二頁
- (39) 前掲注(5) 二七一頁
- (40) 前掲注(5) 二七四〜二七五頁
- (41) 前掲注(5) 二七五頁
- (42) 柴辻俊六『織田政権の形成と地域支配』(戎光祥出版株式会社、二〇一六年) 一九九頁
- (43) 前掲注(24) 一二〇頁
- (44) 早島大祐『織田信長の畿内支配―日本近世の黎明―』(『日本史研究』五六五号、日本史研究会、二〇〇九年) 三九〜四〇頁
- (45) 前掲注(42) 二〇〇頁
- (46) 前掲注(12) 一四三頁
- (47) 前掲注(12) 一四六頁〜一四七頁
- (48) 前掲注(12) 一三六頁
- (49) 山本浩樹『明智光秀の丹波経営について』(丹波市教育委員会編『フォーラム 明智光秀の丹波攻め 黒井城を語る(資料)』

- (50) 前掲注(24) 一一九頁
- (51) 前掲注(24) 一一九～一二〇頁
- (52) 大山崎町歴史資料館『第二十七回 企画展 国衆からみた光秀・藤孝―丹波・乙訓と織田権力―』(二〇一九年) 三七～三八頁
- (53) 前掲注(52) 三八頁
- (54) 前掲注(18) 二六〇～二六一頁
- (55) 前掲注(4) 一〇三～一〇五頁
- (56) 前掲注(6) 一六頁
- (57) 前掲注(18) 二六五頁
- (58) 前掲注(5) 二七七頁
- (59) 前掲注(24) 一一二頁
- (60) 宮津市史編さん委員会編『宮津市史 通史編上巻』(宮津市役所、二〇〇二年) 第十章第一節、第二節(福島克彦執筆)
- (61) 稲葉継陽「細川家伝来の織田信長宛給文書―細川藤孝と明智光秀」(森正人、稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍 永青文庫資料論』吉川弘文館、二〇一三年)
- (62) 鈴木将典「織田・豊臣大名細川氏の丹波支配」(織豊期研究会編『織豊期研究』第一六号、二〇一四年) 二頁
- (63) 前掲注(12) 一二三頁
- (64) 前掲注(60) 七九五頁
- (65) 前掲注(62) 六頁
- (66) 前掲注(62) 六～七頁
- (67) 森島康雄「史資料に見る丹後国と明智光秀」(『シンポジウム 明智光秀の実像に迫る(資料)』、二〇一九年) 四～五頁
- (68) 前掲注(62) 七頁
- (69) 前掲注(60) 七九九～七八〇頁
- (70) 前掲注(60) 七九九頁
- (71) 前掲注(12) 一七四頁
- (72) 福島克彦「国衆から見た明智光秀の丹波攻略」(丹波の森公苑編『平成26年度 講座「丹波学」 講義録』、二〇一五年) 一七～一八頁
- (73) 八木町史編さん事業事務局南丹市教育委員会社会教育課編『摩久神社蔵小畠文書調査報告書』(南丹市教育委員会、二〇一〇年) 八頁
- (74) 中西弘樹「戦国期・延徳年間における小畠氏の動向―『北野社家日記』を通じて―」(丹波史談会『丹波』 第三号、二〇〇一年) 三二～三三頁
- (75) 福島克彦「明智光秀と小畠永明―織田権力における丹波の土豪―」(藤田達生、福島克彦編『明智光秀(史料で読む戦国史③)』八木書店、二〇一五年) 二四三頁
- (76) 前掲注(75) 二四三～二四四頁
- (77) 前掲注(75) 二四八頁
- (78) 前掲注(75) 二四五～二四六頁
- (79) 前掲注(75) 二四六～二四七頁
- (80) 前掲注(75) 二四九頁
- (81) 前掲注(75) 二五〇～二五一頁
- (82) 前掲注(6) 七一頁
- (83) 前掲注(6) 七二～七三頁
- (84) 前掲注(75) 二五一頁
- (85) 前掲注(6) 八八頁
- (86) 前掲注(75) 二五七～二五八頁
- (87) 前掲注(75) 二五八～二五九頁
- (88) 中脇聖「明智光秀の名字授与と家格秩序に関する小論」(日本史研究会編『日本史のまめまめしい知識』第三卷、岩田書院、二〇一八年) 六九頁～七〇頁
- (89) 芥川竜男「豊後大友氏」(新人物往来社、一九七二年) 一一二頁
- (90) 前掲注(75) 二六一頁
- (91) 前掲注(75) 二四三頁
- (92) 前掲注(74) 三六頁
- (93) 前掲注(4) 三四八～三五二頁